

用語の解説

■人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいいます。

■年齢・平均年齢

年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢です。
なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。また、統計表に掲載されている15歳以上就業者の平均年齢は、以下の式により算出しました。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{15歳以上就業者の年齢(各歳)} \times \text{の各歳別人口}}{\text{15歳以上就業者}} + 0.5$$

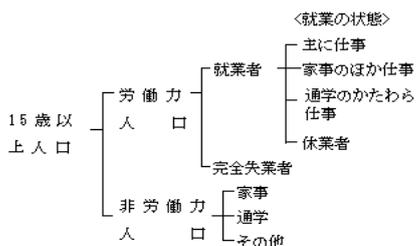
■配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しました。

未婚	まだ結婚をしたことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

■労働力状態

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。



■労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としました。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めました。

主に仕事	主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合
休業者	勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

■非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

■ 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分しました。

雇用者	会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
常雇	期間を定めず又は1年を超える期間を定めて雇われている人
臨時雇	日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

■ 職業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類しました。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

平成17年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成9年12月改訂）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、10項目の大分類、61項目の中分類、274項目の小分類から成っています。

■ 産業

産業は、就業者について、調査期間中、その人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間中）「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類によって分類しました。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によります。

平成17年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので19項目の大分類、80項目の中分類、228項目の小分類から成っています。

■ 就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいいます。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計としました。

■ 社会経済分類

社会経済分類は、人口を社会的・経済的特性によって区分するために、昭和45年国勢調査から設けられた分類です。

この分類は、全人口について、年齢及び労働力状態を、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を考慮して作成されたもので、その内容は表「[社会経済分類](#)」のとおりです。

■ 一般世帯

一般世帯とは、次のものをいいます。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めました。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り人の単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

■ 世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。